

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案に対する修正案要綱

一 題名の修正

法律の題名を、「東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権の時効の特例に関する法律」に改めること。  
(題名関係)

二 時効の特例に関する規定の整備

東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権については、民法第七百二十四条前段の規定は、適用しないこと。  
(第二条関係)

三 その他

その他所要の規定を整理すること。